

第5期男女共同参画のための藤井寺市行動計画 策定業務委託仕様書

1. 業務の概要

(1) 業務名

第5期男女共同参画のための藤井寺市行動計画策定業務

(2) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日

(3) 履行場所

藤井寺市 市民生活部協働人権課

2. 契約の目的

第4期男女共同参画のための藤井寺市行動計画～スクラムチャレンジプラン～（以下「第4期行動計画」という。）の計画期間が令和7年度末で終了することから、男女共同参画社会の実現に向けて、本市が男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、新たに令和8年度を初年度とする第5期男女共同参画のための藤井寺市行動計画（以下「第5期計画」という。）を策定することを目的とする。

3. 関連法令等の遵守等

本業務の実施に当たり、本仕様書のほか、関連する法令、規則、細則等を遵守するとともに、関連する上位計画、及び庁内の諸計画との整合性を図らなければならない。なお、本計画は次の計画として位置づける。

(1) 藤井寺市男女共同参画推進条例第10条第1項に基づく「基本計画」

(2) 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく「市町村推進計画」

(4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」

(5) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に基づく「市町村基本計画」

4. 業務の内容

受託者は、契約の目的を達成するために次の業務を行う。

(1) 市民意識調査集計報告書作成業務

令和7年度に行う市民意識調査(発送数1,500通)の回答調査票（紙・電子データ）について、入力・整理・集計・分析を行い、その内容を基に調査報告書を作成する。

・集計、分析については、図表等を用いてわかりやすく表現すること。

・藤井寺市の特性等を把握するため単純集計と家族構成や年齢、性別などでのクロス集計を行い、本市の現状と課題を整理すること。

(2)第5期行動計画策定支援業務

市民意識調査を基礎資料とし、審議会やパブリックコメントでの意見を参考に第4期行動計画の見直しを行い、第5期行動計画を策定するものとする。

① 市民意識調査の反映

意識調査からの分析をもとに、現状の評価を第5期行動計画に反映する。また国や大阪府が実施した意識調査の結果と比較し、課題整理を行う。

② 基本方向（理念・目標）や施策の体系等の設定、骨子案の作成提示 作成にあたっては関連法令を遵守すること。

③ 男女共同参画に関する動向整理を踏まえた新計画の素案の作成

第4期行動計画の基本的な考え方を踏まえ、時代の動向を踏まえた新しい行動計画の素案を作成する。

④ パブリックコメント対応

パブリックコメントに必要な資料の準備、また寄せられた意見に対する回答を作成する。

⑤ 計画書及び概要版の作成、構成、修正

編集にあたっては、市民にわかりやすく読み手の興味を惹くデザイン構成に配慮すること。また文字の大きさやルビ等に配慮した見やすいデザインを心がけること。冊子に用いるイラスト等については、著作権に十分注意を払い、著作権のあるものを使用する場合は権利者に許可を得た上で利用すること。なお、計画書の内容に関しては個人の価値観や選択に十分配慮し、一方的な表現やハラスメントに繋がらないようにすること。

5. 成果品

成果品については、すべて電子データでの納品とする。その形式は、PDF形式・MicrosoftWord形式・MicrosoftExcel形式・MicrosoftPowerPoint形式によることを基本とし、その他形式による納品については委託事業者と受託者の協議により決定する。

(1) 市民意識調査集計・分析・調査報告書

① 男女共同参画に関するアンケート調査票結果報告書 A4判 80P程度

(2) 男女共同参画のための藤井寺市行動計画 計画書・概要版

① 男女共同参画のための藤井寺市行動計画 A4判 80P程度

② 男女共同参画のための藤井寺市行動計画 概要版 A4判 8P 4色

6. 必要成果品の納期

(1) 市民意識調査集計・分析・調査報告書作成業務 — 令和7年6月16日まで

(2) 令和7年度「第5期行動計画策定業務」 — 令和8年2月27日まで

7. 留意事項

作業計画

受託者は、全体業務の流れを把握するため、業務着手にあたり作業計画及び方法につ

いての作業工程表を作成、提出し、円滑な業務遂行に努めなければならない。

8. 貸与資料

本業務に必要な資料を藤井寺市より借り受けた場合は、当該資料を適切に管理し、業務完了後は速やかに返却するものとする。

9. 著作権及び版權

(1) 本契約で作成された印刷物の著作権及び版權は、藤井寺市に帰属するものとする。

(2) 本契約の履行に当たり生じたもの（作成したデザインデータを含む）、印刷物のデジタル情報、写真等については、藤井寺市に譲渡すること。

(3) 藤井寺市が前号の規定により引渡しの請求をしたときは、藤井寺市の指定する方法に従い、指定された期日までに、これらを引渡さなければならない。

10. その他

本仕様書に記載されていない事項で、業務実施上必要と認められる事項や疑義が生じた場合は、本市と協議の上決定するものとする。